

債権の放棄について

抵当権設定債務弁済契約に基づく中小企業高度化資金貸付金に係る債権の一部放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 沖縄市中央二丁目28番1号 沖縄市アメニティプラン株式会社
- 2 放棄金額
 - (1) 平成8年5月29日付け抵当権設定債務弁済契約に基づく中小企業高度化資金貸付金1,137,802,000円の元金残額債権金1,122,164,000円並びに平成22年5月28日及び平成23年3月31日に償還すべき額に対するそれぞれの償還すべき日の翌日から債権放棄の日までの年10.75パーセントの割合による損害金の合計した額から沖縄市アメニティプラン株式会社から弁済を受ける額545,000,000円を差し引いた金額
 - (2) 平成9年4月18日付け抵当権設定債務弁済契約に基づく中小企業高度化資金貸付金175,711,000円の元金残額債権金169,587,000円並びに平成22年4月17日及び平成23年3月31日に償還すべき額に対するそれぞれの償還すべき日の翌日から債権放棄の日までの年10.75パーセントの割合による損害金の合計額
 - (3) 平成10年1月27日付け抵当権設定債務弁済契約に基づく中小企業高度化資金貸付金1,876,322,000円の元金残額債権金1,858,767,000円並びに平成17年1月26日、平成21年1月26日、平成22年1月26日、平成23年1月26日及び平成23年3月31日に償還すべき額に対するそれぞれの償還すべき日の翌日から債権放棄の日までの年10.75パーセントの割合による違約金の合計額
 - (4) 平成10年5月29日付け抵当権設定債務弁済契約に基づく中小企業高度化資金貸付金4,916,000円の元金残額債権金2,954,000円並びに平成22年5月28日及び平成23年3月31日に償還すべき額に対するそれぞれの償還すべき日の翌日から債権放棄の日までの年10.75パーセントの割合による違約金の合計額

平成27年2月19日提出

理 由

県は、沖縄市アメニティプラン株式会社（以下「アメニティプラン」という。）との間で抵当権設定債務弁済契約を締結し、中小企業高度化資金として平成8年5月29日に1,137,802,000円、平成9年4月18日に175,711,000円、平成10年1月27日に1,876,322,000円及び平成10年5月29日に4,916,000円を貸し付けた。

アメニティプランは、経営状況が慢性的な資金不足の状態となり、債務超過に陥ったため、当初の約定償還額と実際の償還額に乖離^{かいり}があること等、抜本的な対策を講じる必要に迫られた。

そのため、県、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び沖縄市の3者はアメニティプランが管理及び運営する特定商業集積施設（以下「コリンザ」という。）の利用のあり方とアメニティプランの方向性について検討を重ねた。その結果、沖縄市によるコリンザの買取りを含めた特別清算の方針を決定し、その後、平成22年6月12日の株主総会でアメニティプランの解散を議決するに至った。アメニティプランの解散後、清算人は特別清算手続の申立てを行い、同年9月3日に特別清算の開始決定を受けた。

県は、沖縄市がコリンザを買い取る環境が整うことを注視するとともに、清算人及び独立行政法人中小企業基盤整備機構との協議を進めてきた。

清算人は、特別清算において、県がアメニティプランに対して貸し付けた、中小企業高度化資金に係る抵当権設定債務弁済契約に基づく貸付金債権並びに損害金及び違約金の一部の放棄を求めている。

県は、アメニティプランの財務状況が債務超過にあり、抵当権設定債務弁済契約に基づく中小企業高度化資金貸付金に係る債権並びに損害金及び違約金の全額を回収することは困難であること、特別清算が破産手続よりも最大限の債権回収が図られること及び今後、沖縄市がコリンザを図書館や雇用促進施設として再整備することにより、アメニティプランに係る債権債務の整理を円滑に進めることができることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。